

千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

**千葉県公安委員会規則第6号**

**千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則**

千葉県公安委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成23年千葉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年5月21日から施行する。